

| 平成22年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日） | | | | | | |
|--|-----------------|-------------------|---------------|----------|-------|-----------|
| 招集年月日 | 平成22年3月8日 | | | | | |
| 招集の場所 | 太良町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 平成22年3月15日 9時30分 | | | 議長 | 坂口久信 |
| | 散会 | 平成22年3月15日 13時40分 | | | 議長 | 坂口久信 |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席1名 | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 |
| | 1番 | 所賀 廣 | 出 | 7番 | 見陣 泰幸 | 出 |
| | 2番 | 山口 巖 | 出 | 8番 | 久保 繁幸 | 出 |
| | 3番 | 平古場 公子 | 欠 | 9番 | 末次 利男 | 出 |
| | 4番 | 坂口 久信 | 出 | 10番 | 山口 光章 | 出 |
| | 5番 | 牟田 則雄 | 出 | 11番 | 下平 力人 | 出 |
| | 6番 | 川下 武則 | 出 | 12番 | 木下 繁義 | 出 |
| 会議録署名議員 | 11番 | 下平 力人 | 12番 | 木下 繁義 | 1番 | 所賀 廣 |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | (事務局長) 寺田 恵子 | | (書記) 針長 俊英 | | | |
| 地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名 | 町長 | 岩島 正昭 | 農林水産課長 | 佐藤 慎一 | | |
| | 副町長 | 永淵 孝幸 | 税務課長 | 江口 司 | | |
| | 教育長 | 陣内 碩泰 | 建設課長 | 川崎 義秋 | | |
| | 総務課長 | 岡 靖則 | 会計管理者 | 坂本 豊 | | |
| | 企画商工課長 | 桑原 達彦 | 農業委員会事務局長 | 藤木 修 | | |
| | 財政課長 | 大串 君義 | 学校教育課長 | 川瀬 勝芳 | | |
| | 町民福祉課長 | 新宮 善一郎 | 社会教育課長 | 高田 由夫 | | |
| | 健康増進課長 | 松本 太 | 太良病院事務長 | 每原 哲也 | | |
| 環境水道課長 | 土井 秀文 | 太良病院長 | 古賀 俊六 | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成22年 3月15日（月）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 太良町職員の育児休業等に関する条例及び太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 太良町立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 太良町老人福祉センター設置条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 太良町病院事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の限度について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 町道の認定について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成21年度太良町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成21年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

について

日程第20 議案第20号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第21 議案第21号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

日程第22 議案第22号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第23 議案第23号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第1号 太良町職員の育児休業等に関する条例及び太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

こっちのほうの条例改正案の中で2ページ目、産休と思うんですが、この中で、「当該出産予定日から」と、それから「出生の日から」とが、「から」「から」となっておるとはどのような解釈をすればいいですかね。例えば、「当該出産予定日から当該出生の日から」と、この「から」「から」となっておると、ここはどのようなふうな解釈でいいでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

出産については、実際生まれる予定日ということである程度の許可を出しますけれども、生まれる予定日を出してからと実際生まれてからというのが日にちが違ってきますので、そこら辺の分でそういうふうな条例改正をしております。

○5番（牟田則雄君）

いや、そしたら、どっちを基準にするとか、そこのところをちょっと。もしずれて早生まれと遅生まれと、これは予定日からして当然あるですね。そしたら、その出産日を基準に生まれたらするのか、予定日を基準にするのか、そこのところがこの「から」「から」じゃちょっとわかりにくいので、そこのところの説明をお願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

生まれる前については予定日、生まれてからは出生の日からということで解釈をしております。

生まれる前までについては予定日です。それで、生まれたらその誕生日からということで取り扱いをします。（「生まれんことにはね。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○8番（久保繁幸君）

この改正案等で詳しくしてあるんですけど、なかなか理解できないところが多いんですよ。読んでもちよっと理解できないところがありますので、これを順を追ってといたらきょうはこれは一日でもかかりましようけど、主な点、私が聞きたいのは、用語が書いてある育児短時間勤務とか、それから次の8ページですか、給与の面とか、そしてから、これも8ページの第6号の中に配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者等々、そういうところに書いてあるところの説明とか、また、その上の時間外勤務、代休時間等々の説明をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

ちょっと読みよってもわからんのですよね。なかなか理解できんのですよ。よろしくお願いいいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

非常にわかりにくい文言で、私も解釈に苦慮をしておりますけれども、今回の育児休業法の改正については、まず改正の理由ということで、少子化の流れで男女とも子育てをしましようということで、ともに働き続けながら子育てをするということで、まず今回、育児・介護休業法が改正をされました。これに伴って国家公務員の育児休業、それに地方公務員の育児休業というのが改正をされて、平成22年6月30日に施行されるということで今回はなっている状況でございます。

まず、今までは職員の配偶者が育児休業をしていたら育児休業をとれなかったと。しかし、今回やっぱりともに働きながら見ていきたいと思いますということで、配偶者が育児休業をとっていても育児休業がとれるようになったというのがまず一番の要因です。

それと2つ目には、1回育児休業をとっていても、また再度とれるというふうな制度にもなっています。

それとあと勤務時間等では、今度は育児・介護休業法の特別休暇の改正ということで、新たに職員の配偶者等が疾病等で介護を行うようにしなければならない場合については、1年について5日以内の特別休暇を今回創設すると。早出、遅出については、今までもこれは過

去の条例改正でありましたけれども、職員が早出をしたり遅出をしたりというときに時間を区切って、太良町では7時半から16時15分とか、そういうふうな規定をつくっております。

今現在利用している方はいらっしゃいませんけれども、そういうふうな国の制度にあわせて制度改正を行っている。

それともう1つは、時間外勤務代休時間といいますか、これについては昨年の11月の条例改正で、時間外勤務時間を60時間超えた場合については、今までの割り増しよりもっと割り増しが高くなり、5割以上の割り増しをするようになった。ただ、そういう場合についても振りかえをしてもいいというふうな制度的なものになっております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

給与面についてもなんですが、100分の175とか100分の50とか超える場合とか、そういうところがなかなか理解できていないんですよ。そこら辺の部分をちょっとだけ説明できればと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

時間外勤務代休時間のことだと思いますけれども、月60時間を超えた場合については、今までは残業時間は100分の125とか100分の135という割り増しでありましたけれども、今回から60時間を超えた分については100分の150ということで、労働基準法等で改正をされたので、それにあわせてしています。それについては、オーバーした分については振りかえでもいいですよというふうなとらえ方です。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

もう1つなんですが、育児休業の承認の取り消し事由というんですか、この文言についての御説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

育児休業の承認の取り消しというのは、前までは配偶者が育児休業をとっているとき、だれかが看護できるようになった場合、家族の方が看護できるようになった場合については育児休業はできませんよということになりましたけれども、今回はそれを除くと。結果的には最初に言ったように、ともに子育てをしましょうということで、だれかが看護できても職員について育児休業ができるようにするという制度です。

○5番（牟田則雄君）

同じところで、この11ページの今の超勤手当のところですが、大体労働基準法では単純な残業が100分の125、それから、夜間勤務が100分の150以下であってはならないという規定はあると思うんですが、そこまで上げてこれを制定する必要があるのかどうかお伺いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これについては、国家公務員の給与に関する法律の改正でこういうふうになりましたけれども、私たちが国の制度、労働基準法とか、そういう制度にあわせながら一応改正を行っている状況でございます。

○6番（川下武則君）

先般、育児休暇をとりにくいということで、東京都の区長みずからがそのためにとるということであれしたんですけど、やっぱり太良町でもそういうふうな傾向がありますかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

東京の文京区の区長が男性で育児休業をするということで、そこについても育児休業がないということで、国のほうでも男性の育児休業の取得は1.4%ぐらいしかなくて、なかなか進んでいないということで、文京区の区長についても、やっぱりそういうふうな育児休業をとるといって発表されたかと思えますけれども、職員で男性職員について育児休業を取得した人はいません。女性職員については今現在5名の方が、役場のほうだけですけれども、5名の方が今育児休業を取得されておる状況でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 太良町職員の育児休業等に関する条例及び太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第2号 太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

この委員会の業務とか組織はちょっと一応説明されておりますけれども、委員が17人以内をもってということ、実際に17人も必要なかどうか。知識経験者、医師または専門家と並

べてありますけれども、大体具体的にどういった委員会なのか、そこら辺をわかりやすく説明してほしいと思います。

それからまた、ここには知識経験者、医師または専門家とありますけれども、大体どういふ方々がその中にメンバーとしておられて、年間を通してどれぐらいの委員会を開催されていて、要するに結果的にこの委員会の目的といいますか、それが十分に果たされているかどうか、そこら辺まで伺いたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

現在12名の方でございまして、5名というようなことで17名以内というふうなことで御提案申し上げております。

これにつきましては、現在、県のほうが就学相談会を実施しておりますけど、そちらのほうの委員会というのは小学校、中学校、保育園関係でございまして生徒の方々が相談に行かれております。これは権限移譲の一部だと思っておりますけれども、まず幼稚園、保育園の年長さん、子供さんを父兄の方が県のほうの相談会に行かれて検査等を実施されております。この分について、今後、町のほうがそういったことを各市町のほうで実施しなさいとのことでございます。

そういったことで、県の特別支援学校の教諭等をこちらのほうに、各市町の委員のほうに任命させていただきたいと思っております。今現在12名でございましてけれども、各学校の校長、特別学級の担当者、それからドクターを2名、それからスクールアドバイザー、こちらの方は心理学の専門医でございまして、こちらのほうを入れております。その中に県の特別支援学校の教諭2名を予定と思っております。それに各学校の通級指導の担当者を3名というようなことで予定をしております。

現在、会議は年1回させていただいてございまして、校内でいろんな検査をされた子供さん、それから保育園、幼稚園の園児、年長さんが県のほうの相談に行かれた検査等をもとに、年1回の会議におきまして、特別支援学校のほうがいいのか、特殊学級がいいのか、通級学級がいいのか、そういったことの資料を持ち寄って年1回の町の判定委員会におきまして一応お願いしておるところでございまして。しかし、最終的には保護者の同意が必要でございまして、保護者の希望といいますか、そういったところで各特別支援学校、それから特殊学級、通級学級のほうに在学してもらっておるところでございまして。

○10番（山口光章君）

そういうふうな会合が年に1回で十分なわけですかね。要するに太良町内にそういうふうな病弱とか発育不全の方々、特殊学級と先ほど言われましたけれども、何名ぐらいおられますか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えします。

昨年11月に判定委員会をさせていただきまして、平成22年度の予定者は17名でございます。それから、通級指導のほうに13名でございます。ことばの教室のほうに10名というふうなことで、この方たちを審議といいますか、いろいろ協議させてもらっております。

○10番（山口光章君）

いや、そいけん、そういうふうな会合は年1回でよかとですかねと聞きよったいね。これだけの人たちを実際抱えておってですよ。要するに全校生徒から言わせたら、これは17名とかなんとか言いよったら、それを除いたら生徒数が少なかじゃなかですかね。だから、これだけその割合的にはこの人数は多いわけですよ。それをやはり指導する立場とか、検査とかなんとかいろいろ言われましたけれども、年に1回のそういうふうな話し合いとか会合とか調査で十分なのかどうか、それを聞きよるんですよ。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

平成21年度までは1回というようなことでさせていただいております。学校におきましては、学校のほうで1学期、2学期十分に調査といいますか、検査等をさせていただいております。校内のほうで審議をしてもらっております。保育園と幼稚園の園児の年長さんの方は県のほうに2回ほど御相談に行かれております。それで、今後、22年度以降は1回じゃなくて数回というようなことで予定しておるところでございます。

○9番（末次利男君）

今の答弁を聞いておりますと、ちょっとわからない点がありますので、1点だけ質問させていただきます。

実は提案理由に、巡回就学相談が平成22年度以降廃止されることに伴い、今後は町が児童・生徒の特別な教育支援の必要性を総合的に判断し、障害のある児童・生徒の就学先の決定に向けた相談支援体制の整備を図るといふ提案理由があっておりますが、先ほど答弁の中で、要するに就学指導決定をするということですので、もちろん親の希望もあると思います。

そこで、こういった組織がそういう判断とどちらを優先するのか、それと、そこに明確な判断基準があるのか、そこらはどのようになっておりますか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

判断基準というのは、まず本人の状況でございます、身体上の状況、それから学習の状況でございます。

主たる障害ですね、それから就学前の教育療養関係、発音、会話、対人関係、運動能力、身体能力、身の処置、自立状況、それから知能検査、学力検査等を実施させていただいております。そういった検査をさせていただいた基準がございまして、その点数を判定委員会

におきまして各担当の教諭が説明申し上げまして、ドクター等がそういったことを判断し、また、心理学の先生も一緒に心理的な面からも判断されて、特別支援学校がいいのか、特殊支援教育がいいのか、通級がいいのか、そういったことを判断されております。

○9番（末次利男君）

大体わかりました。

この基準で完全に組織が判定を下す。いろいろな基準があつて、それを判定で、あなたは普通ですよ、あなたは特別支援ですよ、あなたは養護のほうですよという基準のもとに決めるということですね。そして、保護者の意見というのは全く入らないということですか、どうですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

平成22年度から市町のほうで就学相談を実施しています。そういったことで、今まで県のほうでも保護者の意見は通ってございましたけど、町のほうで実施するときも保護者を入れての相談になりますので、当然、保護者の意見が入ります。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第3号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

今までは1年以内に行わなければならないというふうでしてありますが、この改正案は医療を受けた日に属する月の翌月から起算をして12カ月以内ということで、これは医療費の未払い防止のためというふうに提案理由が書いてありますが、余り変わらん1年以内、これに

今度新規になった場合は12カ月以内ということは13カ月以内で、1年以内と13カ月以内、どのようにして医療費の未払い防止をされるのか。数えたら延びた期間というのは1カ月もないと思うんですよ。その辺の理由を聞きたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現行では申請については一部負担金、いわゆる病院の医療費ですね、医療費を払った日から起算して1年以内に行わなければならないというふうになっておりますが、改正案では医療を受けた、病院にかかった日の属する、いわゆる翌月から1年以内に申請を下さいということですので、とにかく医療を受けたら速やかに医療費を支払っていただくと、そういうことで、現行どおりだと一部負担金というのを負担した日ということになっておりますので、極端な例を申し上げますと、1年でも2年でもそのまま未納にしておいて医療費を支払ったと。そしたら、その医療費の領収書と一緒に申請をして、この助成制度を受けるということになっておりますので、そういう長期間にわたる未納防止と速やかに医療費を支払っていただくために、今回このように改正をお願いしておるところでございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、現在、乳幼児の医療費の未納というのはどれぐらいの額になっておりますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

詳細はつかんでおりませんが、大体五、六名の方、極端に言えば2年ぐらい未納の方がいらっしゃいました。そういう場合には町立病院と連携をいたしまして、乳幼児医療費を支払っていただいて、その分の助成金を医療費のほうに回していただくと、そういう取り組みを行っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第4号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第4号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第5号 太良町立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この議案第5号でございますが、本案は多良、油津、伊福の児童館の廃止ということでございますが、廃止によって今まで利用していた児童の今後の対応ですね。それから、大浦児童館が残るわけでございますが、これが指定管理制度のほうに移行するというようなことについて、大浦児童館の現在の児童の状況、生徒状況ですね、そういった面について答弁をいただきたいと思っております。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

今回、廃止を御提案いたしております油津児童館には、現在11名の園児の方がいらっしゃいます。卒園者が5名ということで、残りの在園の児童につきましては町内の私立の認可保育所に通園をされるというようなことを決められるということで、保護者のほうから御報告がっております。

それから、大浦児童館ですが、平成21年4月1日現在で21名の方が在園をいらっしゃ

います。それで、県の監査の折に直接委託か直営、それができなければ直接委託じゃなくて指定管理制度のもとで運営をなささいというような御指摘がありましたので、22年度に指定管理者制度への移行について事務を進めて、指定管理者の対象としては大浦児童館の保護者会等を一応考えているところでございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

児童館というものは極端に言いますと18歳未満の遊ぶところとか、そういった場というふうに認識をしておりますが、これは児童館は町のもとで館長が1名と、それで職員といひますか2名と。そこで、大浦児童館は児童館内にひまわり保育園というような——ひまわり保育園という名称と暗黙の中でそういった設立をされているのか、その辺についての答弁を求めます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、大浦児童館は町立の児童館でございます。ひまわり保育園とか、ひまわり幼稚園とかいう呼び名は俗称といひますか、通称そのように呼ばれておりますが、正式には保育型の児童館と、それにあわせて来館型の児童館としても機能をしているところでございます。

○12番（木下繁義君）

そしたら、今後、指定管理者制度に移行した場合、同じようなそういった現在の内容で運営をされるのですか。

そしてまた、指定管理者制度で赤字の出る場合の対応はどうやるのか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

大浦児童館の運営等につきましては、指定管理者制度のもとで現行どおりで運営をしていくということになるかと思ひます。

それから、赤字というお話がちょっとございましたが、運営費のほうについては県の助成等がっております。数年間は現行の保育料で何とか運営をできていけるというふうなことを館長さんたちからお伺ひしておりますので、しばらくはこのままで安定した運営が可能ではないかなと考へております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

多良、油津、伊福児童館の廃止となっておりますが、伊福児童館も廃止されて、今後の対応はどうなっているんですかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

22年度につきましては、地区の高齢者並びに子供たちの交流の場ということで運営をしていきたいと考えております。22年度内に地区の区長さんたちと話をし、その後はどうしたほうがいいでしょうかというような検討をしていきたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、施設、建物自体は今までどおり町で管理していくと。そして、今までは伊福の保育園の園長ですかね、その人が代表になっておられたと思うんですけど、今後はそこら辺はどういうふうになっているんですかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

管理費等についても、22年度については町のほうで措置をしてやっていきたいと思っております。

それから、22年度中に管理運営等、その辺も含めまして地元のほうと協議をしていって、どうするか結論を出したいと考えております。

○10番（山口光章君）

児童館の廃止かれこれ、そのような事態になってしまいますと、残された園児はやはりいろんな保育所、また保育園に振り分けられるわけがございますけれども、ここで一番大きいあれが多良保育園ですね。そういった中で、多良保育園もそういうことながら、いろんな諸問題かれこれ今まであつてきております。その状況といいますか、これから先、今に及んでそういうふうな問題が解決しているのかどうか。どういった方向で多良保育園の運営がなされているか。いろいろな諸問題がこの議会でもいろいろ意見として出たことがありますよね。解決したのかどうか、それをちょっと教えてください。要するに今から行く園児のためにはなりませんから、そこら辺をちょっと教えてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

役員並びに保育士の皆さん一丸となって園児が健やかに成長をしていくように、現在、一生懸命園の運営に当たられておりますので、園は正常に運営をされていると認識をいたしております。

○10番（山口光章君）

諸問題、いろんな問題、前、所賀議員が質問されましたよね、投書問題かれこれ。ああいうことも解決したのかどうかと、実際ははっきりしたことを教えてください。正常どおりにやっていますよと、それはもちろんやらないかんですよ。しかし、そういうふうな諸問題が残されておったのが解決したのかどうか。これは父兄にとって大事な問題ですから、それを聞きたいわけですよ。正常に運営されるのがもちろん当たり前ですよ。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

以前はそういうお話も聞きましたが、現在そういうお話は聞いておりません。議会でも御指摘がありましたので、園のほうには町内のすべての園、児童館には町長、副町長初め、私と訪問に行きまして、激励といたしますか、慰問という形で訪問をしたところでございます。

○10番（山口光章君）

そしたら、十分に安心しておってよかわけですね、はっきり。何もないということですね。安心して、要するにいろいろ今から先やっていってもいいということですね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

もちつき、あるいは田植え、稲刈りですね、食育等にも一層力を入れて運営をされておりますので、今後も安定した運営がされていくものと確信をいたしております。

○5番（牟田則雄君）

今のことにちょっと関連してですが、去年の3月ぐらいやったか、副町長のほうからもう多良保育園は何もなくなってスムーズにしておりますとわざわざ報告を受けたんですが、その後、私、投書事件の疑惑をかけられて、そして、もうあれは町長からそういうことは一切、副町長からもう多良保育園については何もなかよという報告ばわざわざ受けたとばってんということでしたんですが、どうも私と元の園長が疑惑をかけられたみたいで、わざわざ私はファクスの写し、あれは2カ月に1回ぐらい自分の家から発信したとば電話局のほうから各家にファクスのあるところは来ていると思うんですが、私はこういうことで一切そういうことには関係ありませんから、もし疑惑があるなら、どうぞ調べてくださいと、何回分かちょうどうちにとっておったもんで、それを園の関係の人にやった。そして、最近のあれを聞いても、まだ1カ月ぐらい前にも何かコンビニでファクスをしようところのビデオに映っておったけんとかいうことで、園のほうからいろいろな申し入れがあって警察に呼ばれて事情聴取をされたとか、今は何もありませんという答弁があっておるんですが、ここ1カ月ぐらい前までも、今の理事長とか、それから、いろいろお互いの保育士さんたちとかいうごたるとに誹謗中傷がかなりまだ飛び交っているという現状があるそうです。実際、私もそういうことでその中に入ってくれた人が、「あんた、まだこがんおかしなことばしようとかい」というごたることば言われて、もう全く寝耳に水で、私は引いてから全く多良保育園はうまくいっているやろうと思って関心も何も持たんでおったんですが、突然そういうことがあって疑惑をかけられたもんで、これは話さんばいかなんということでしたんですが、今の課長の話は全くそれは違うことであって、実際は相当何かまだ誹謗中傷のファクスとかなんとかがあっているそうですよ。

もう少しそれはよう調べて、そしてやっていただかんなら、前その役員としておった人間がわざわざ全くなかるとにそういう疑惑をかけられ、それから聴取も受けてやっているそうですので、もう少し詳しく調査していただきたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

今の件について、ちょっと若干課長に補足させていただきます。

実は今、牟田議員が言われるように、園に対してとか、ある個人に対してとか、いろいろなそういった誹謗中傷的なファクスなり、はがきなりというのが届いております。これは事実です。

しかし、今の保育園そのものには、例えば保護者の中からとか、保育園に対する苦情等はあっていないというようなことを多分課長は申しているんだろうと思います。しかし、その辺に関係された方々とか園に関係するような方に対して、そういう誹謗中傷するようなファクスなりが来ておりますので、その辺については所定のところでやっぱりきちっと調査していただかにゃいかんというふうなことで思っておりますので、その辺はそういう段階に進んでいるのではないかというようなことを理解しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

この件につきまして、どんどん議案と離れておりますので、皆さん注意してください。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 太良町立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第6号 太良町老人福祉センター設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

跡地は解体されてきれいになっておりますが、跡地の利用はどのような方向を考えておられるのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

今後1年間かけて検討をして、早急に結論を出したいと考えております。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、ことし検討するという事なんですが、今はだれがどのように使ってもいいというわけですかね。それこそ、あそこに行ったらきれいになっておりますが、ことし検討されているということなんですが、今現在、何かお話が検討され、お話が決まるまでは、だれがどのような使い方をしてもいいというわけですかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

現在、町有地、町有財産でございますので、使用等については、当然、許可等の手続が必要かと考えております。

○9番（末次利男君）

関連して質問しますけれども、1年かけて跡地は検討するという事で、それはもうわかりますけれども、1年以内に使用許可が出た場合、個人でも許可を受け付けるのか、その辺の限定があるのか。フリーで使いたい人はやっぱり使っていただきたいと。ついでには許可を発行しますよという体制をとるのか、その辺をお尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

その点につきましては、慎重に内容等を審議してから決めていきたいと考えております。

○11番（下平力人君）

今の関連ですけれども、これについては町民の皆さん方も非常に興味を持っておられると。あそこはとにかく太良町民の公園として、いわゆる油津児童館ですかね、そういうのを含めたところの総合的な考え方の中で、これは今の課長言われるように、現在ではまだ進行形にありますから、これをどうしようこうしようというところはできないかもわかりませんが、今後、非常にいい執行部の考えであったという、結果的にみんなから喜ばれるようなことをしていただきたいなど。

特に町長、今も言うように、これは現在は進行形であるということですから、考え方の中にこういうことをしてみたいとか、ああいうことはいいなというのを考えていらっしゃると思いますから、その辺の一端を、私も町民の全部じゃございませんけれども、一部の人からどういうふうにされるのかということをお聞きしておりますので、その辺をお話したいと思っております。

○町長（岩島正昭君）

下平議員の質問にお答えしますけれども、これは本来ならば太良嶽神社で購入してもらうのが一番妥当だと思いますけれども、これは神社庁関係で神社に無料で貸し付けるわけにはいきませんから、そこら辺が第一優先と。あとはこれは町民の皆さんたちに跡地については、油津児童館も含めたところで、どういうふうな施設等々がいいか、そこら付近を皆さんたち

とお話をしながら1年かけて十分協議していきたいと思っております。

以上です。

○11番（下平力人君）

今、町長の考え方といいますか、進め方というのを聞きましたけれども、やはりいわゆる太良嶽神社が購入するとなれば、氏子がこれはどうしても買うということになりますから、これは大変な出費になろうというふうに思いますので、そこら辺をやっぱり神社に参拝の方、あるいは太良町においでの方、あるいはあそこの公園にいやしの場として行こうかというような方たちに自由に利用できるような体制を、太良にはいろいろ公園とかなんとかもございませけれども、やっぱりこれから高齢化が進む中ですから、高いところに上ったりなんかも大変でしょうから、散歩がてらということもございませるので、そういうのも含めて、ひとつできるだけいい決定をしていただきたいというふうに思います。

○10番（山口光章君）

今、担当課長が申されました1年間を通して検討すると。1年間はちょっと遅過ぎますね。大体太良の町政は1年が2年、2年が3年、3年が4年になって、検討、検討、検討で今までずっと何でも来ておるんですよ。だから、1年検討してどうのこうのという前に、検討をする前から、解体をする前から何か案はなかったのかどうか。これをした場合こうしようかなとかいうような案があってもよかったのではないかと私は思うわけですよ。それで、今、はっきり言いましたよね、1年間検討してと。恐らく2年後にも言われますよ、あれはどがんなったとか、おたく1年で言いやったでしょうがと。そういう傾向が余りにも多過ぎます。だから、私は言うておるんですけども、その手前で、やはりこれを解体した場合はどうしようかという先見の目があったのかなかったのか、そこら辺をお伺いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

解体後はこのまま町有地として皆さんの意見を聞きながら有効活用をするか、あるいは第三者に売却をするかと、極端な話、そこら辺になろうかと思っておりますが、なるべく時間を速やかに上司と相談しながら解決をしていきたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

済みません。関連で申しわけないですけど、さっき答弁ば聞いたところによると、勝手に車をとめることはできないとちょっと認識しているんですけど、それなら、一回一回あそこにとめようと思ったときには町のほうに借りに来にゃいかんとか、手続きに来なければいけないのか、それは窓口はどこなのか質問します。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

駐車については、ただ、ちょっと用事でそこに二、三分とかいう場合もあると思っておりますが、

長期にわたって町有地の一角を占有するという事になれば、当然、申請等の手続をされて許可を受けるべきだと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

長期、短期と、そこら辺の違いは、太良嶽神社の参拝のためにちょっととめるのは、そこら辺はいいのか。そして、もし団体で借りるとき、あそこを駐車場にしたいというときに窓口ですよ、申請する窓口はどこに行けばいいのか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

あそこの遊園地の敷地の管理は町民福祉課になっておりますので、町民福祉課で結構かと考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 太良町老人福祉センター設置条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第7号 太良町病院事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

これは企業会計全部適用に向けた条例と思うんですが、大体この全部適用にした場合、町からの補助金、これは大体おおまかでどのぐらいの節約ができると考えておられるのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

節約できるかできないかというよりも、町長のほうから、事業管理者とって今回の場合は院長が事業管理者になってもらうわけですけれども、迅速に事が運び、それから給料も見

直しができることになっておりますので、そこをどれくらいの見直しをかけるかによってどれくらいの節約ができるかということにかかっているというふうに思っております。そこぐらゐの感じで節約できるというふうに思っております。

○8番（久保繁幸君）

今、事務長のほうで給料のほうのお話が出たんですが、給料の基準、どのような方法で給料の基準を定められるのか。民間、今までは準公務員というような給料形態があったと思うんですが、その基準をどのようなことで施行させるのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、まだはっきりした方針は出ておりませんが、とにかく民間の給与が、例えば、正看の何歳でどれくらいというような形で、それぞれの職種をそういう形で調査いたしまして、今の病院の全職種が全部高いというわけではないというふうに判断をしておりますので、高い者についてはできる限り低くするように、それから、低い者については高くするようにという方針で臨みたいというふうに思っております。

○8番（久保繁幸君）

その高い人がどれくらいの基準の差額になるのか。今、大体心に思いがあると思うんですが、今高くいただいておられる方がどれくらいの減額になるのか、その辺は案はお持ちなのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、一応組合と――組合と申しましても太良病院の中でつくられる組合の方との交渉によりますので、こちらが一方的にこれくらい下げますというようなことはできないような形になっておりますので、真摯に交渉して、どういう形でいくかというのはそれで決めていきたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 太良町病院事業の設置等に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第8号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この対照表のしりから2番目か、この中で、特別室、個室1、個室2の中で「入院1日につき4千円を超えない範囲内において管理者が別に定める。」ということは、今まで太良町立病院のときはここが町長になって、今回からは多分この条例を見ておったら院長ということと考えていいと思うんですが、ここに料金表には、これは1日につき4千円を超えない範囲内でなら希望者ならだれでもここに入れるのか。そして、また右の摘要のところ、「医療上医師が個室を必要とする場合は、室料を免除することができる。」と、このところが、医師がどの程度の患者をもって、例えば、60床あるんですから、その中で60床のほうはすいておってもここに必要ということ判断、どういう基準で判断するのか、ちょっとここら辺がもう少しはっきり説明していただきたいと思うんですが、どうですか。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

患者さんの状態で個室を利用する、医師の判断でどういう場合に利用するかという御質問だと思いますけど、どういう場合に医師がそのように判断するかということでございますが、患者さんの状態、例えば、感染症でほかの人に感染のおそれがある場合とか、あるいは患者さんの状態で特に特別な治療を必要とすると判断した場合とか、そういう場合でございます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

もう1点の御質問にお答えをします。

4千円を超えない範囲内によって管理者が別に定めるということでございますけれども、これは今、特室の上限が大体4千円になっておりまして、あと残りはその範囲内で下の価格を設定して運用しておるということで、これは最高限度を決めておるという御理解でお願いしたいと思います。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、金を払えばこれはだれでも入れるのか、それとも医師の判断が必要なのか、そのところをちょっとお聞きしたい。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

最近は個室を希望される方が多くて、あいているところが、例えば千幾らとか二千幾らのところとか4千円とかあるわけですけども、私はここにお願いしますということで患者様のほうからおっしゃるわけですよ。4千円のところに入られたときは1日4千円をもらっていくと。二千幾らのところに入られた場合は二千幾らを1日もらっていくと。それは患者様の選択と。4人部屋はもちろん無料でございます。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、極端な例を言うて申しわけないんですが、個室にお金を払うて入っている人で個室が詰まっている。そして、新たに医師が個室が必要だという患者さんがそこに出た場合はどちらを優先するのか、どうでしょうか。

○太良病院長（古賀俊六君）

どうしても個室が必要だと医師が判断した場合、しかも個室が埋まっているという場合、余りそういうことはなかったように思いますけど、もしそういうことがあれば個室に入っている方にお話しして移ってもらって、その個室をあけて、必要だと思う患者さんに入ってもら、そんなふうにしています。

個室に入るときに、最初にそういうことが起こる場合もあるからということで了解して入ってもらっています。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第9号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第9号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第10号 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは確認のために質問させていただきます。

実はこれは病院開設以来、大きな改革がなされようとしている条例の改正でありまして、非常にすーすーすーで入ってきてきよるとにちょっと危惧をしております。

この過程をさかのぼってみますと、平成20年8月6日、7日の総務省のアドバイザーの指摘から動いてきたという認識をしております。その中で、何と申しますか、最終的なアドバイザーの結論として、やっぱり具体的な金額を提示されてアドバイスを受けたわけですね。そういった中で、一番この改革の大きなポイントというのはやっぱり職員給与じゃないかという御指摘が——もちろんそれはそうですね。もちろん病院収益を上げる努力、昇給財源を確保する努力、それと今の給与体系の見直し、ここがやっぱり経営形態の見直しのいわゆる一丁目一番地ですよ。

そこで、そこを今回具体的にどうされるのか。今までは当然年功序列という形でされたわけですけども、それを今回、職能給と申しますか、民間的な自然な形に戻すというのが一番改革のポイントだろうと思えますし、その辺をどのような心構えで臨まれるのか、この辺が一番ポイントなんです。それで、やっぱりなかなか改革というのは言葉では簡単ですけど、非常に難しい。特に給与をひねるということになれば非常に難しい問題です。だからこそ今まで手つかずで来たわけですよ。最初で最後のチャンスだろうという認識を私はしておりますので、そこらは今回、新年度においては事務長も民間から来られるということであり

ますし、また今の事務長もそれを手伝って、そこをぜひともなし遂げていただきたいという強い願いがあるわけですが、その辺の意気込みというのですか、その辺をまずお聞かせいただきたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今、議員もおっしゃられたとおり、今度、次の新しい事務長になられる方というのが給与のスペシャリストでございます。しかしながら、民間の中での考えである意味スペシャリストでございますので、片やこちらのほうは公務員の病院ということで行政病院というような形になっておりますので、その公務員の流れの給料と民間の流れの給料と折衷案のような形に多分なっていくのではないかというふうに思っております。その辺につきましては、今度来る事務長と十分打ち合わせをしながら、私のほうもそちらに時間が割けるだけ割いて、どのように持っていきましょうかというような検討をして、先ほど申しましたように、それを病院の組合のほうと話をしていくということで、極力、能力給に近いものにしていきたいというふうに考えております。

○9番（末次利男君）

先ほど申しましたように、かつていろんな指摘をされながらも、経営形態的にやっぱり地方公営企業法の一部財務規定のみの適用ということとずっと来たわけですので、どうにもならなかったというのが正直なところですよ。しかし、今回、全部適用ということになって、やっぱり大きく変わってきたということは確かにそうです。だから、そこをしないか、これはもう将来的にやっぱりこの問題は延々と続くわけですよ。だから、企業会計法の一番わかりやすい考え方というのは、収入で支出を賄うよというのが基本的な考え方ですよ。したがって、そういうことになるために、何ら給与を下げろとか、そういう意味を私たちは言っているわけじゃないんですよ。経営に見合ったそういった支給をしていただければ永久的に倒産する必要もないわけですから、将来安定して太良病院が経営できるという体制を整えようというのが一つのねらいですから、そこを十分考えながら、途中でまた段階的にしますよとか何とかはなかなか難しいですよ。だから、今回やっぱりやるべきところはちゃんとやるという意気込みで頑張っていたいただきたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

おっしゃられたような方向でやっていきたいと思っております。一度にどれぐらいやれるか、そこら辺、十分職員間でそういう今議員が言われた趣旨等を理解していただきながら対応していきたいというふうに思います。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、その前のあれでは管理者の給料が650千円とえらい低い額なんですけど、

それで職員の給料なんかは入れてなかとばってん、管理者の給料は月額650千円と前のあれでしてあるとばってん、そこら辺の院長にしてはえらい低かなと思うんですけど、それはいかがなもんですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

院長650千円ということではおるんですけど、現在の院長先生の給料も大体それぐらいと。それに特殊勤務手当というのがございまして、それが505千円ぐらいあるもんですから、両方合わせたら1,000千円を超える月額の支給額ということになっておりますので、そんなに安い設定をしているとは思っておりません。

○8番（久保繁幸君）

今、ここにもろもろの手当が数えましたら14手当がございまして、この14手当、これも今から先、組合との交渉の間で決められるというふうに認識をしておりますが、この手当あたりもやはり民間ベース並みに持っていかれる予定なんですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、私は民間がどれくらいもらっていらっしゃるのか全くわかりませんので、答弁のしようがないわけですが、今、私の頭の中では、これはやっぱり公務員としてそんなに高い額をやっているわけではないですので、これだけの額につきましては本町の職員と同等ぐらいにはお願いはしたいというふうに思っております。

○8番（久保繁幸君）

そして、扶養手当の支給なんですけど、これが何で22歳に達する日以降の最初の3月31日まで。何で満22歳なんですか。成人やったら20歳と思うんですけど、22歳の設定が何でそうになっているんですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これは学生等も考慮されて、大学だったら22歳というのがありますので、そういうところもあるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第11号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第11号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第12号 太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

これは融通額の総額限度が、これは多分総額と思うんですが、150,000千円、大体1農家当たりどのくらいの融資を考えておられるのか、そして、この説明書だけでは何年据え置きで何年間の返還期限を考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

一応条例は年度の改正ということで、要綱の中で1戸当たりの限度額は9年産、11年産は

1,500千円でしたけれども、今回は2,000千円ということで想定しております。

それと、償還については、農林業資金と同様に2年据え置き、その後5年で償還という形をお願いしております。

○11番（下平力人君）

この融資金額が150,000千円、それで12年度に実施をされたわけでございますけれども、そのときと比べて非常に今回は厳しいというふうに思うわけでございますが、これは融資を受ける側、これもそれだけの資格といいますか、これがないと受けることはできないわけでございますけれども、本当に農林水産課長、この150,000千円で手当として、また金額として十分なのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

基本的に確定的なことは今の段階で申し上げられませんが、今回の融資限度額については一応10年産ということで参考にはしておりますけれども、基本的に当時の利率、11年産の利率で3.3%、今回は営農資金貸し付けということで、農協から出された貸し付け資金としては2.2%ということで非常に落ち込んで、利率自体も不景気を反映しているという状況で、一応このときの条例を出すに至って農協、果協あたりから販売取り扱いトン数とか販売額、団体通しですけれども、数字を見ても、平成20年度産から21年度の推移を見ても、落ち込みというのは大体果協、農協合わせて販売額では110,000千円ぐらいですかね。表年だった関係で、販売トン数は上がっております。ただ、今回は19年度と20年度、昨年度が落ち込みが対前年度比からすれば相当なもんだったと。それと同時に、経済不況で資材販売も高値と、急に上がったと。そして、ことし、21年産は高どまりしていたという状況を踏まえて今回設定しております。基本的に昨年度は農林業資金で困っておられる方については対応はしてございましたけれども、今回は特別に団体から、一般質問のときも答弁しておりますとおり、ミカンを専業にやられる方が非常に来年度の経営のめどが立たないということで、借りられるだろうということで、この150,000千円の設定については農協の金融のほうとも協議をいたしまして対応はしております。

○2番（山口 巖君）

前回は3.6%、今回は金融のほうで2.2%ということですが、末端の農家ですね、利子補給をしていただく、これに対してと思うんですけど、前回の末端農家の利子、そして今回の違いですね、何%ぐらい違うのかと、その辺をちょっとお聞きします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

平成9年産に対する末端金利については1%、平成11年産ミカンについても1%というのを守ってきておりますけれども、今回はこういうふうな状況ですので、末端金利については

0.5%と、さらに半分に下げているということでございます。

○2番（山口 厳君）

ということは、単純計算して150,000千円の2,000千円とした場合は75人と、こうなりますよね。もし、こういう事態は、今まで過去に農家がこういう数にはならなかったと思うんですけど、もしなつたときはどういうふうに考えますかね。融資枠を150,000千円以上の申し込みがあつて……

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

そういうふうな事態を生じたときにはその時点で農協とも協議をし、うちの町長、副町長を含めた形で検討しなければならないかなとは考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第12号 太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の限度について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よつて、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第13 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第13号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

これは指定事業資金、農林漁業としてありますけど、金融機関を農業協同組合としてあり

ますけど、農林漁業で農協だけだったのか、ほかの金融機関がなかったのか質問します。

○議長（坂口久信君）

意味わかったかな。

○7番（見陣恭幸君）

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的としてと、農林漁業としてありますけど、この指定金融機関が農業協同組合としてあるんですけど、ほかに金融機関がなかったのか質問します。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

はっきりと理論的なことはわかりませんが、今回の貸し付けなんですけれども、かんきつ経営の資金も検討するときに、具体的に言えば果協さんの場合は、佐賀西信用組合さんあたりに御相談をかけられております。ただし、佐賀西さんについては、要するに農協さんがとられている農家救済というふうな形で、2年据え置き5年償還というふうな据え置き期間というのはなかなか一般の金融機関では設けられないということで、じゃ、農家の救済ということで、JAのほうで検討をしていただいたということでございます。

○7番（見陣恭幸君）

これは農業だけじゃなく、事業の指定のところにもノリ養殖資金、これも入っているんですよ。こちらのほうはやっぱり農業協同組合じゃなくて、漁業あたりの金融機関というのはないのか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

漁業については、大体県あたりが、佐賀県と有明漁連、あるいは県の漁業信用組合連合会、その3社で大体ノリ等の不作のときには、そういうふうな制度資金をつくって検討されて、こっちのノリ養殖業については、比較的申請が個人ではなくして、漁協内の第1組合とか第2組合とかをつくって、結果的に1漁家当たり300千円程度の融資ぐらいでされておりますので、それと、据え置き期間は持たずに、農業資金の貸し付け利率とノリの貸し付け利率は違っております。償還の期限も違って貸し付けをされておりますので、大規模な今回の冷凍網みたいな不作については、有明漁連全体で対応されていたということでございます。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら、漁業のほうは別として考えていいんですね。

それと、これも金融機関、農協ですけど、町からの利子補給だけが幾ら、農業のほうも利子補給をするのか。するのであれば幾らぐらいするのか。先ほど借る人、当事者は0.5%ぐらいになるだろうという答弁だったので、そこら辺はどうなっているのか質問します。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

農林漁業資金の貸し付け状況としましては、平成19年度も20年度も21年度も町の利子補給プラス末端利息、借りた人のあれで利率はして、農協のほうは補てんはされておられません。

○10番（山口光章君）

この事業ですけれども、園芸作物経営資金という指定がありますけど、これは以前かんきつが入ってございましたよね。その事業と変わりはないんですかね。大体、以前は20,000千円程度の融資額があって、今、限度幅が広がっておりますけれども、それに関しまして、この限度額、金融機関を利用されている件数をここ二、三年教えていただきたいんですけど。件数ですね。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的に、議員御指摘のとおり、昨年まではかんきつ経営農家ということで貸し出しということになっておりましたけれども、今回は面積要件が3反ですので、太良町の農家の実情を見れば、かんきつプラス米とか、ミカンプラス米とか、タマネギとか、いろいろな複合経営をなされております。そういうふうな形で一応救済はできておったわけですけれども、特に今回は、例えば、イチゴとかキウイとか、ミカンをされていない方も全般的に農家全体を取り込んで救済ができたということ、要件としては、かんきつから園芸作物ということで改正をしております。

それと、貸し付け状況といたしましては、19年度がかんきつ経営資金はなし、ノリ養殖資金が2件であります。20年度がかんきつ経営資金の貸付件数が9件、貸付金が9,000千円、1件当たり1,000千円ということになっております。それとノリ養殖資金の貸付件数が2件、貸付額が3,600千円ということであります。

昨年、21年度が9件の9,000千円、それと、ノリ養殖が2件の3,000千円ということで貸し付けております。

○10番（山口光章君）

この貸し付けは、2件、2件とか言っておられますけれども、これは実際金額的には、ちょっともう設備資金とかなんとか、運転資金とかいう前に生活資金に結びついていっているのではないのでしょうかねと、そのように想像するんですけど、そこら辺はどのようなあれですか。ちょっとノリの2件あって三百何十万円とか言いましても、もうしれておるわけでございますよ、実際。だから、そういった面で設備資金の投資にそれぐらいの金額では、これはおさまっていないのじゃないかと。こういうふうな厳しい情勢なので、どうも生活資金に回っているのではないかと思いますけれども、要するにこの貸し付けをするに当たって、条件としてはどういった資金の活用というふうなあれがあるんですかね。例えば、運転資金として貸してくれと、設備資金として貸してくれとかというような規約があるのかどうか、そ

こちらをちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この貸し付けは、議員御指摘のとおり目的があります。結局、農家で言えば、営農資金として貸し付けますよと。言われるように、借金返済資金となれば利率が上がってきますので、今回は営農資金として、営農増進のための資金として貸し出してくださいよということで条件はついております。

ノリについても、基本的にはおっしゃられるとおり、例えば、ノリ養殖第1生産組合、たら漁協の中でそういうふうな組合をつくって、5名で、例えば1,800千円なら1,800千円程度のあれですから、基本的にはそれが営農になるかどうかはわかりませんが、この資金の目的としては、そういうふうな来年度の漁家を目指して続けている資金として貸し出しはされております。

○2番（山口 厳君）

今の融資に対してですけど、今回、国の方針として農家には戸別補償制度というのを設けて補償するわけですけども、今回は方針としては、ゆうちょも含めて、郵便局も含めて、各民間金融機関を全部、個人が、農家がどこの金融機関を使うとしたときにはそこに振り込みますよというふうになってきますよね。そしてまた、多分、来年あたりからも畜産、そしてミカンあたりもなるけど、そうした場合は私はJAさんじゃないほかの銀行から補償をもらいますと、こうしたとき、こういうJAを一本にした後の窓口の貸し付けですね、果たしてこれがどういう格好になるのかとした場合、補償の窓口を仮に佐賀西さんに移行した場合は、返還計画ですね、補償金をどのくらいもらっているのか、JAさんが知らないわけでしょう。そうした場合は、このJA一本の融資の窓口というのは、やはり今から先は難しくなって、その恩典を受けられる人が物すごく絞られてくるのじゃないかと考えるとばってん、その辺の考えはもう少し、JA一本じゃなくて、ほかの町内の金融機関を、こういうふうに据え置きというのがはっきり言ってほかの金融機関はありませんから、そういうふうなものこっちから指導というか、お願いして、金融機関を一本じゃなくて、2つとか3つに絞るとい、ああいう考えはできるのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

金融機関の件については、ちょっと私のほうで、それはできますよ、できないですよというのはお答えできませんけれども、状況として、このかんきつ経営の資金にしろ、農林業資金にしろ、太良町独自のプロパー資金としてJAさんをお願いしているわけでありまして、今回、非公式に果協さん、先ほども申し上げましたけれども、ほかの金融機関のお願いについては、なかなか2年据え置き何年償還という制度自体にかなり対応に苦慮されております

ので、かなり厳しいのではないかなとは考えております。

○2番（山口 厳君）

ということは、やはり農家補償をほかの金融機関を借りて補償をいただく、こうした場合、今度は貸し付けをそ一本って、大分無理かなと思うわけですよ。

もう1つ考えるのは、やはり農協の組織力の低下ということで、そいけんですね、民間の人たちにミカンの販売、いろいろな形で販売という農家が年々ふえているのも事実ですから、そうした場合は、そこだけの窓口とした場合、この農協との取り決めというのがどうあるべきかということは、やっぱり見直す時期に来ているんじゃないかと思えますけれども。

回答はなかなか難しいと思えますけれども、そういうことができるか、できないか、やっぱり今後そういうことも検討していただきたいと思えます。

○9番（末次利男君）

ただいま質問がっておりますけれども、実はこの農林漁業資金というのは、かつてこういう窮状のときに救済対策としてつくったわけですがけれども、今回の経営の危機というのは、今、大きく言われているように、100年に一度の経済危機だということですよ。

そういった中で、かつての融資を一つの参考にしてという話ですがけれども、本当に畜産農家もしかり、やっぱりミカン農家もしかり、その再生産というのが、先ほど言われるように、もう生活が困窮状態にあるという状況ですよ。ましてや来年の再生産に向かう金がないという実情でして、だから、本当にその再生産に必要な資金が潤沢に回るのかと。これは金融機関というのは、当然、回収をしなければ、それは金融業ですからわかりますけれども、そこらにもう少し何がしかの工夫がないと、本当に必要な人には金が出ないというのが実態ですよ。これはかつて、ずっとそういった経験があつて、非常にせつかくの制度が、ある一定の人には、当然、金融機関というのは査定をするわけですから、査定の基準に合わない人はあなたはだめよということで、じゃ、どこが救済するのかといえば、非常に今度またいろんなところから借り受けをして破滅するというんですか、破綻というんですか、そういったことにもなるから、国会あたりも貸しはがしとか貸し渋りとか、そういったものが非常に議論をされておりますけれども、そこらのかつての反省を踏まえて、今回どのような議論がなされたのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。本当に潤沢に必要な人に必要な資金が行くのかという視点で、どういう議論をされたのか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

御指摘の件については、農協の代表理事及び果協の組合長が要望に来られた折に、十分検討はしております。その中で、基本的に金融機関だけ見れば、非常に、多良、大浦、それに七浦まで含めて、不良債権の実態もあると、相当厳しいと、そういうふうな中での今回の融資でございます。しかしながら、あくまでも目的は農家救済ということをやつて、今、町で

できる最善の策といえ、今、緊急的にできるのは融資、この制度を活用してのあれですから、その辺は要望者、陳情に来られた方たちも、JAはJAさんとして組織の中でできるだけ困られている農家を救済しようということで、山口議員の一般質問のときにも言いましたけれども、保証人の制度についてもより借りやすいような形、貸してくれるようなあれを検討していこうということで進めて、本当に困られている農家の救済に役立てるような制度にしていこうということは考えております。

○8番（久保繁幸君）

今、保証人の問題が出たんですが、この保証人等々は、前のかんきつも一緒なんですが、どのような保証の方法になっておりますか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

昨年、一昨年の議論の中でも出てきた話だと思いますけれども、基本的には一緒にやられている農家の農家保証人ということになっているみたいで、基本的には農協の金融の加入者ということになっております。その中で問題になったのが果協さんの問題とかいろいろ出ておりますので、実質的に農林漁業資金については農協さんの組合員さんだけの貸し付けになっておるような——状況としてはですね。今回、かんきつについては果協さんの組合員さんについても貸し出しをするということで、できるだけそのような緩和はしていこうということで前向きにはとらえていただいております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第13号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第14号 町道の認定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

国道が町道に、私たちがいうと払い下げられるというか、こういう表現をするんですけれ

ども、この土地ですね、130メートルですけど、どうですかね。ちょっとそこの現場を見てみますと、高校生の通学路にもなっていますし、かえって危険とか、いろいろ非行とか、そういうふうな面を考えますと、これが果たして町としてはどのくらいのメリットがあるのか。

それと、もし民間とか、ある程度の企業、いろいろな人が、国道沿いでもありますし、払い下げというような要望が来た場合はどういうふうにこれはなりますかね。その辺からお聞きします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

国道、県道につきましては、市町村道として使用する場合に払い下げというか、譲与を受けることができますので、国道、県道は基本的にダブル管理をしないということでもありますので、町道として引き渡しを申請して、利用したいというふうに考えております。

○2番（山口 巖君）

ということは、町道として利用したいということですけど、この道路というのははっきり言って取りつけ道路というですかね、引き込み線というか、どういうふうな表現するかわかりませんが、全くないわけですね。両方行きどまりではありませんけれども。そしたら、何でこういうのを町が要るのか。それと、やはり道路としてということでもありますけど、永久に道路としてですか、まず何年かの猶予があったら払い下げというのが可能か、そこを質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

資料として図面を配付してあると思いますけど、今回、町道に認定を提案している路線につきましては、旧国道分で南側のほうに新しい出入り口がつけられております。この新しい出入り口から新しい北側の国道までの130.5メートルであります。

その南側のほうに旧国道の出入り口がありますけど、ここを出入り口として使用すれば、近くに2つの出入り口があるということと、南側のほうはカーブになっておりますので、出るときに見通しが悪いということで、ここはとめるようにしております。

今回、図面に赤で表示してあるところは、町道として今回提案をしているところであります。

また、町道としてしか引き渡しを受けることができませんので、とりあえず町道に認定して、何年か先にはまた普通財産に切りかえて、何か利用方法があれば、そういうことは今後検討していきたいと思っております。

○6番（川下武則君）

それで、私もあそこを今、工事させてもらっている関係上、何回か通ったんですけど、非常に見通しが悪いので、南側のほうは行けないようにするという事なんですけど、できれ

ば、今、山がこうあるとを県のほうにとってもらって、見通しをよくして、そこも利用できるようにしたらいかがかなと思うんですけど、それを今回、私もお願いしようかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

やはり今の状況で残っているところにつきましては、たくさんの方からちょっと好ましくないというようなことも伺っております。

町としては、県のほうに再三、今の状況のままで残すのはおかしいから切り取ってもらえないかというような申し入れをしておりますけど、あそこの土地が国道敷として県が買収しているわけですけど、前の地権者の方とそこの利用について、県は検討中であるということで、今回、町道の区域としてはコンクリートの擁壁がありますけど、コンクリートの擁壁から奥のほうに大体3メートルぐらいの幅となっております。今、残っている分の3分の2ぐらいは国道敷として残っておりますので、県のほうで、先ほど言いましたけど、今後そこをどうするか検討中であるということでもあります。

○6番（川下武則君）

それならば、検討中ということであれば、なお一層、そこを取っ払ってもらって見通しをよくして、町民が利用しやすいようにしてもらえたらいいかなと思います。よろしく頼んでおきます。答弁要りません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 町道の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第15号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

ちょっとお尋ねしますが、計画といたしまして160,000千円を1年繰り上げて180,000千円にすると。年度の繰り上げということは非常によいことと思いますが、事業費が増額したということですが、この計画の中で160,000千円の事業が180,000千円になった内容説明を求めます。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、橋梁の2カ所、工事を行いましたけど、橋梁の部分がちょっと工事費がかさんだということと、やっぱり改良工事でありまして、のり面を切り取ってみた結果、のり面の状況によって、のり面保護の工事の必要性等が出てきたために、20,000千円ほど不足をする事態になったということでございます。

○12番（木下繁義君）

そしたら、当初の見積もりが不十分であったということですね、まず。

それと、また後でお願いしますが、22年度ですべて完成するというところでございますが、別に事業費が増額したものは橋梁だけですか、その辺をお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

橋梁は、現場をごらんになっていただければわかると思いますけど、取りつけということで、県のほうの審査とか、河川工事におきましては多自然型工法というのを取り入れております。

それと、のり面の保護工事につきましては、当初、やっぱり必要かどうか、実際のり面を切り取った結果、やっぱり保護工事が必要だと。当初の計画ではそこまでは、のり面保護工事については、ある程度は必要ではないかというような予定はしておったわけですけど、切り取った結果、やっぱり予想以上にのり面の保護を要するところがふえたというようなことでございます。

○6番（川下武則君）

前、この辺地度点数というのをもろうたとばってん、今回135点とあるとばってんが、この135点という点数を書いてあるとばってんが、これがどがんやったかちょっと忘れたけんが、そこら辺をちょっと教えてもらっていいですか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

辺地につきましては、小学校までとか、中学校まで、高校まで医療機関、郵便局、役場、近隣の市役所までの距離とか、バスの路線があるかないかとかということを計算して積み上げて、その結果が先ほど申されました135点と、中尾の辺地につきましては、そういう計算結果となっております。

以上です。

○11番（下平力人君）

今、大野・中尾ですかね、これが22年度で終わると。それで、次に計画をなされるといいましようかね、そこはどこなんですか、お尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

辺地対策事業におきましては、御手水・風配辺地で行っております町道里・板ノ坂線が平成23年度までとなっております。

今後につきましては、今度太良町は過疎債の適用になるということでもありますので、辺地債、過疎債を含めて、今後、23年度以降について検討はしていきたいと考えております。

○11番（下平力人君）

要望といいますか、こういうのが出ているのはあと何カ所ぐらいありますか。

○建設課長（川崎義秋君）

私のほうでは要望は今のところは聞いておりませんが、中尾・大野辺地のところで町道中尾線の改良が一部あったというようなことは聞いております。それ以外には、今のところ私のほうで聞いておりません。

○5番（牟田則雄君）

この増額分は別途発注の工事なのか、それとも設計変更による増額なのかお聞きしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

増額分につきましては、平成22年度に大野線と、3差路のところから——3差路といいますか、中尾に上るところ、大野線のところの中尾線の起点がありますけど、そこからの新規事業を平成22年度に発注予定で、改良をですね。その分が不足しているということでございます。

○10番（山口光章君）

この変更の表を見ても、事業費が160,000千円から180,000千円とか、財源の内訳でも160,000千円から180,000千円と20,000千円も違いますよね。詳細なことは、ここに入れられんわけですか。ただ、橋梁がどうのこうのというだけで、私たちの議会の中ではなるほどとわかりかねますけれども、普通の方が160,000千円から180,000千円と20,000千円の差額というたら、何やろうかとやっぱり思うとやなかですかね、実際。

そこで、詳細なものは何かなかとですかね。ただ、160,000千円から180,000千円といったら20,000千円の差。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

まず、この変更につきましては、県のほうと相談して、そして、その相談の結果、いいということであった場合、議会の議決によって、その議会の議決をもってまた総務省のほうに申請をするというような形になっております。

それで、この内容とこの議案につきましては、これと同じものを県のほうに提出して、この形で許可をいただいております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

私が質問している答弁とは違うごたるけんなと思うて。要するに20,000千円の差の詳細は、具体的に簡単に言うて、これとこれとこれがこんなんでも180,000千円になりましたというような明確なあれがあったらよかというわけですよ、実際。ただ、県がどうのこうのというて、160,000千円から180,000千円になりましたと、これじゃちょっとわかりかねないというようなことがあるわけですから。例えば、家をつくるにしても、電気屋さんが幾らやった、ここが幾らやった、こがしこ伸びたけんがしこなったというふうな詳細的なことがないのかなと思っ言いよるとですよ。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、山口議員が言っておられるのは、聞かれる前に、何で書いて出さんかというふうなことだろうと思います。ですから、あと別で、こういうふうにもふえているわけですから、こういったことで、これだけふえましたというぐらいはやはりつけたいなというようなことは考えておりますので、そういう指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

その20,000千円の内訳につきましては、きょうの議会の閉会までのうちに、お帰りになるときに資料を提出させます。明細についてですね。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の変更について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第16号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

5ページ、歳出のところで総務管理費が94,274千円増額になっているんですが、主にこれは何がふえたのか、ちょっとお伺いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

項目別でいくと、一般管理費の中ではきめ細かな臨時交付金事業で、全協でも説明しましたとおり、庁舎の駐車場の改修とか、屋根の漏水防止で、これが約20,000千円、それと、あとほかの会計では、一番大きなところでは公共施設整備基金の積立金で77,356千円、そういうふうな積立金があるかと思っております。

○10番（山口光章君）

32ページの総務管理費ですかね、工事請負費の中の通学路防犯灯設置事業で300千円と出ていますけれども、ちょっと少ないような気がしますけど、何か所かやられるわけですかね。そこら辺をもっと至るところに、いろいろな町の要望かれこれ、通学路に関してはたくさんあると思うんですよ。それで、ちょこちょこするよりも、300千円かけてするといいますけれども、これは本当ちょことした事業にしか及ばんのではないかと思いますけれども、そこら辺はどうお考えですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

年の当初予算で、通学路の防犯灯については、別途工事請負費を予算計上して、子供たちの通学に対して、各区からもし要望があった場合については、そこについては設置をしております。あと維持管理については地元にしておりますけれども、今回の300千円の分については、太良高校が今回新生の太良高校になるということで、太良高校周辺の防犯灯の改修をしたいということでお願いをしております。

今現在、防犯灯が幾らか立っておりますけれども、地元の分とか防犯協会いろいろありますので、それについて今回、初めてですけれども、LEDの照明器具を試しにしてみようということで、今回10基ほどLEDの照明施設を使って、新生太良高校の再生に向けての一助になればということで今回計画をしております。

ほかの区からの防犯灯の要望については、それぞれ町のほうで設置をしたり、それと地元の防犯協会のほうがそれぞれ設置をされております。

以上です。

○10番（山口光章君）

参考のために聞いておきますけれども、これは電球ですか、それとも蛍光灯ですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

蛍光灯です。LEDの蛍光灯で、今、ちまたで照明が明るくて耐用年数も長いというのを言われておりますので、そういうのをしてみようかということで計画しております。

○8番（久保繁幸君）

34ページの太良町総合サイン整備事業の件ですが、これは臨時交付金を活用した事業というふうに御説明をいただいたんですが、ここの説明では、広域圏の広域農道の全線開通ということで歓迎サインや誘導サインとしてありますが、その農道から各地域への案内板等々はどのように考えておられるのか。

それと、大浦支所空調設備改修事業の入札減、大分大きいようですが、これの説明をお願いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

広域農道から地域への案内板の件でございますけど、これは平成22年度で県のほうで広域農道の事業として対応していただくようになっております。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

34ページの大浦支所空調設備改修事業の工事請負費について御説明いたします。

これは入札減でございます。予定価格の8,055千円に対しまして、入札の結果、工事請負額が4,252,500円、約50%で落札をいたしております。その入札減でございます。

なお、入札の参加業者は5業者ということになっております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

まずはサインのほうの22年度で県の事業で対応していただくということなんですが、何か所ぐらいの予定を県は見込んでおられるんですかね。何か所でもあると思うんですよね。どこからどこまでというふうな主なところをされるのか。今の時点で把握されているのがわかれば、教えていただきたいと思いますが。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

箇所数については、ちょっと今、把握しておりませんが、各行政区への道路については、

そこに対しては大体全部、案内板を設置してもらうように要望はしております。

○8番（久保繁幸君）

空調の問題なのですが、当初、予定が8,055千円で四百何万円できたということは、どのような見積もりをされたのか。半額でできるなら、当初から大体それだけぐらいの計算ができるんじゃないですか。8,000千円の予算の分が半額以下でできるということは、どういふふうなわけなのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

設計につきましては、慎重に設計をしていただいたところですが、入札にかけて約半分とというようなことで、私たち自身も大変びっくりしているところでございます。

なお、ある業者さんの話では、この管工事については入札で大分値が落ちるという話を少し聞いておるところでございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、当初からそういうふうなことがわかっておたらば、当初からそういうふうな設計単価ができるわけじゃないんですか。今これを見たら半額以下ですよ。そういうことをもっと勉強していただくということやないんですけど、今、現況をよく把握していくことが必要ではなかろうかというふうに考えておりますが。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

そんなに安く上がるということ、私たちは入札を終えた後、余りにも50%程度と安いもんですから、何件か調べたというか、聞いたところ、それぐらいに安くなるというような話でございました。

○10番（山口光章君）

34ページのむらおこし推進費の中で、国内体験海洋セミナーとか、体験クルーズ、訪韓少年の翼ですね、この補助金がすべて減額されておりますけれども、大体こういうふうな事業をするに当たっては、今から先の青少年には不可欠なものであって、とにかくいい傾向にあると思うわけですよ。それが年々こういった感じで減額されてみたり、廃止になったりするということは、やっぱり県のほうでも、この事業を今後廃止するようなあれでもあるんですかね。そこら辺をお尋ねいたします。

○社会教育課長（高田由夫君）

お答えします。

今回減額いたしております件でございますけれども、学校等にチラシ等を配布、あるいはお願いして回っておったところ、参加者がなかったということで廃止しております。

ただ、議員言われますとおり、県のほうでこういうのが廃止になるのではないかというよ

うな御質問ですけれども、まだ県のほうからはそのような話は聞いておりません。今回減額したのは、廃止じゃなくして、参加者がいなかったということで減額しております。

○10番（山口光章君）

参加者が少ない、いないということは、それだけこういうふうな厳しい時世に負担が大きいかだと私は思うわけですよ。だから、皆さんが幾らかでも参加できるような負担金の制度にできれば、子供たちもよりよい体験ができるのではないかと私は思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうかね。

いや、もう本当に小さいお金でも、負担が大き過ぎるというふうに感じるわけですよ、最近のあれは、父兄の間でも。だから、いい経験をさせたいとするがためには幾らかでも負担金を少なくして、多くの参加者を募って体験させるということは、これは今から先の子供たちにはやはり重要な問題だと思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○社会教育課長（高田由夫君）

お答えします。

青少年育成のためには、非常に重要な事業と思っております。ただ、この事業につきましては、一応3分の1事業で、各行き先によって、海洋セミナーかれこれ、沖縄から韓国まで、訪韓まで、いろいろ事業費的にばらばらでございますけれども、補助率については3分の1となっております。

この補助率については、今、不景気の折、保護者の方の負担も大変大きいのではということでございますけれども、これにつきましては、町の財政、あるいは上司のほうとは相談したいと思いますけれども、現在のところ3分の1で実施を行っているところでございます。

○5番（牟田則雄君）

49ページの道の駅整備費で、当初予算が35,550千円ということで、補正を10,000千円してありますが、これは後で国のほうからお金 comes というので、多分、国から7,963千円、そして町からの持ち出しが2,037千円ということで、10,000千円の追加になっているんですが、これはもともと計画されておいた事業は、補正前の金額でこれは落札の総額なのか。そして、国から七百幾ら来て、10,000千円になしてというのは、ただ単に増額するんじゃなく、さっきの大野線と一緒に、これは増額分については何の事業をするかというのをここにもう少しわかりやすくしてもらわんと単純に賛成というのができにくいんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

道の駅整備事業の10,000千円の増額補正につきまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を財源といたしております。

内容等につきましては、道の駅のモニュメントということで、岳の新太郎の銅像の作成と

観光案内板の作成を計画いたしております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

先ほど大野線でも副町長のほうから答えていただいたように、こういう簡単に書ける事業名がもし増額分があったら、今後そういうふうにしてもらったほうが、わざわざこういうふうにして時間とって質問する必要もなかと思いますので、そこら辺はもう少し、その増額になった事業、どういう事業をするから10,000千円増額しましたというのをここに少し書いてもらえば、わざわざ質問する時間もとらんでいいと思いますので、そこら辺はさっき副町長から答えていただいたように、やっぱりもう少しきめ細かくここに説明していただきたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほど山口議員の場合とはちょっと違うわけですが、まず、補正予算につきましては、前回、全協の中で、今回こういう交付金事業がありましてという御説明をして、そのときに資料も出しておると思います。ですから、この予算書の中に一つずつ事細かく、こういうことでとはちょっと書けない分もありますので、例えば、大きな事業とかになった場合は皆様方に事前に全協あたりにお諮りしながら、予算を組んで説明提案しているわけですので、そこら辺は御理解をしていただきたいと思います。

○12番（木下繁義君）

36ページの徴税费ですね、町税等収納嘱託員報酬が当初予算では1,902千円と、今回補正で330千円の増額をされておりますが、収納員の方が非常に努力をされて、こういう補正に上がっているんだらうというふうに理解をしますが、この徴収状況についてちょっと説明を求めたいと思います。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

徴収状況ということですから、12月末で全体として、税額の徴収額が20,155,200円ということになっております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

課長、徴収員の徴収範囲、例えば、町税、国保いろいろありましようが、その範囲をちょっと説明してください。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

12月末のこれはトータル的にいきますと、町県民税が3,674,600円と、それから固定資産税が3,695,750円、国保については12,349,650円、軽自動車税については435,200円、合わせ

て20,155,200円ということになっております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

相当努力をしていただいて、非常によいと思いますが、やはり徴収について、この滞納ですね、滞納あたりが減らん人と減る人と相当差があろうかと思えます、ある程度払ってもらおうと。しかし、どんどん先に払わんでいきよるといったようなことについて、徴収員からの課に対する相談とか、そういった点はいかがですか。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

滞納につきましては、平成20年度もいろいろ相談については、分納をやりながら納税に努めているわけですが、平成20年度でいえば、確定申告時における還付金の差し押さえですか、あれが5件で50千円程度と。21年度で、今現在においては3件か4件ぐらいで、約400千円程度の差し押さえの状況にはなっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

審議の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

49ページの先ほどの道の駅整備費のことですね。整備事業が盛んに行われております。展望台もでき、そしてまた岳の新太郎さん像もどうのこうのというふうなあれがあって、道の駅にしたおかげというよりも、場所的にも、時代的にもすばらしい道の駅として栄えていくだろうと私は思っています。

そして、私なりに町民の方々からいろいろな意見を聞いております。太良町をよくするため、活性化を望む者、若い人たちから私は提案してほしいというようなことでありましたけれども、この場所に温泉とはいきませんけれども、足湯温泉をどうにか設置したらどうかというようなことですね。1人当たり100円ぐらいの値段で、本当にテントじゃないけれども、壁は要りませんから、とにかく50人ぐらい座れるような足湯の温泉でもつくってみたらどうかと。そしたら、物すごく、もっと活性化になるのではないかと。

これは、例えば燃料を使ったりするよりも、電気を使ったりするよりも、太陽熱でどうに

かしてできるはずだというようなことで、その若い人たちが太良町を活性化するためには、恐らく今から先は足湯温泉でもしたほうがいい。子供たちを遊ばせて、親の方々は足湯につかってというようなちょっとした休憩の場所として簡単ではないかというようなことを提案してほしいというふうなことを言われておりました。

一般質問でどうのこうのという柄ではございませんけれども、この場をおかりして、そういうふうな提案をしてみたいと思いますけれども、そこら辺は担当課長はどのようにお考えですか。これが5年先、10年先、恐らく鹿島の道の駅がのっとなってしまいうでしょう。ああ、太良に早うつくっておけばよかったとかというようなことになるかもしれませんから、何でも先取りするほうが一番いいんじゃないかと、そのようにも思っておりますけれども、一応その辺でどのようにお考えでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

道の駅につきましては、議員御承知のとおり、平成2年度から伊福の埋め立て工事から始まりまして、平成21年度、今年度ではほぼ事業が終了する予定でございます。おかげさまをもちまして、今、年間約25万人を超えるお客さんが道の駅においでいただいております。売り上げ等も3億円を超えるような売り上げがっておりますので、太良町の玄関口として非常に立地的にも恵まれておりますし、情報の発信力もありますし、今後の太良町の発展に寄与する立地であるというふうに認識をしております。

それで、今現在、たらふく館等においでいただくお客さんについては、右肩上がりでどんどんふえております。しかし、ほかの道の駅等も研究をいたしましたところ、必ず一度は売り上げ、あるいはお客さんの人数が右肩上がりから停滞する時期が来るというふうに言われております。その時点で、どういうふうな事業を組み立てて、また新たにそこに発信力がある場所にしていくかというのが課題だと思っておりますので、先ほど山口議員から言われたあたりの事業等もぜひ研究をしてみたいというふうに担当課長としては考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

時代が進むにつれて、ああ、あの時、山口光章が言いよったとばしておけばよかったと、そういうことにならないように、自信はございませんけれども、そういうふうな傾向に、先々を考えてやっぱりいくべきだと。幾らかでもこの太良町にお金を落として行ってほしいというふうな考え方がありますので、十分検討をしていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

41ページを見ていただきたいと思います。この児童福祉施設費の中で、工事請負費が3,164千円の減額、油津児童遊園地環境整備事業の減額になっておりますが、この内訳を教

えていただきたいと思います。どういったわけで、これが減額になのか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

これは油津児童遊園地の整備というようなことで、プールの撤去工事でございますが、これの入札減というようなことで3,164千円の減額補正をお願いしているところでございます。

○1番（所賀 廣君）

ちょうどここが、それこそ油津児童館のところでありまして、この児童館が当然、閉館になれば、あの遊園地あたりの整備も考えていかんばいかんとなかなかろうかと思いますが、今、コンクリートの屋根ですか、遊具といいますか、ああいったもろもろの設備の整備というのは今後どのように考えておられますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

プールの撤去に伴いまして、老朽化をいたしておりました遊具のブランコ、あるいは鉄棒等については撤去をいたしております。

今の施設につきましては、商工会の青年部さんあたりできれいに色を塗っていただいたり、ボランティアで砂等も入れていただいております。

そのプールの跡地につきましては、芝生等の緑といいますか、ゆっくりくつろぐとか、座るとか、子供たちが走るスペースというのがあそこは十分ではございませんので、そういうところも考えながら、芝生等についても考えながら、検討していきたいと考えております。

○1番（所賀 廣君）

これとは直接関係ありませんが、先ほど出ておりました太良嶽神社横の町有地、解体して老人福祉センターのほうがかきれいになっていますが、ちょうど一連の考えとしてよくはないかと思いますが、1年に1回、あそこは太良嶽神社秋祭りがありまして、多くの人が集うというのはそれくらいのときかもしれませんけど、その意味も含めて、やっぱりあの辺は常にきれいにしておく必要があると思います。

それと、あとあそこにあります児童遊園地じゃないですけど、大きな石がありまして、七八トンぐらいあるとやなかかなと思いますが、あの石とか、その前のソテツですかね、大きな木とか、あの辺の整備もあわせて、もう一回きれいにしてみるというふうな考え方もよくはないかと思うわけですけど、町長どのようにお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず、今、油津児童館の跡地につきましては、るる1社ぐらいですかね、打診があっているのは、介護施設等々でお借りできないかというふうな話もあっております。そこら付近については、また検討事項ですけれども、ちょっと打診だけですから、本当の話にはまだ行っ

ていないというのが事実でございます。

それともう1つの元老人センターの前のソテツ等につきましては、あれは火葬場に植栽するという形で、あそこが程度造成が済めば火葬場のほうに持っていきたいというふうに思っております。

それで、あの大きな石につきましては道の駅に持っていきまして、あの上にモニュメントを乗せたいと思っております。そして、それには石に刻み込んで岳の新太郎さんの歌詞等をはめ込むというふうに、一応まだ計画の案でございますけれども、内心そういうふうになっているところでございます。

以上です。

○11番（下平力人君）

これは61ページの関連ですが、給食センター、これが老朽化が進んでおるといことで、改築、新築等も考えにやいかんということが出ておりましたけれども、その後どういうふうになっておるのかお尋ねをいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

学校教育環境整備検討委員会ということで、昨年、一昨年も検討させていただいております。それで、委員さんのほうからもいろんな意見がございました。これにつきましては、ずっと前からでございますけれども、学校の統廃合から小・中連携、耐震化、それに給食センターまで協議を願っているところでございます。

すぐには改築が無理というようなことでございまして、別の場所に、あそこは非常に手狭といいますか、環境が変わっておりますので、現代風な環境がいいということで、検討委員会のほうからは答申を受けております。

それで、来年ぐらいから具体的に検討をしたいということで答申を受けております。

○11番（下平力人君）

端的にはちょっとできないというようなことでございますので、私はどういうことでこれを聞くのかというと、裏のほうに畑田部落の消防の詰所というのがございましたですね。あそこの横が非常に道路としても狭いもんですから、あそこの奥のほうには中学校の教職員さんたちの駐車場がございます。そこから出入りするときに、あそこら辺の改良をもう少しできないかということで質問しているわけです。町長どうですか。

○町長（岩島正昭君）

今、学校教育課長から話がありましたけれども、給食センターにつきましては、ちょっとこの前、現地のほうに中を見せていただいて、さすがにもう老朽化で、あそこの床自体の段差もあるということで、フラットになっていないわけです。それと、中の排水対策もコンクリートに溝を切ったふうで、ある程度の排水もようになっていないということで、これは二、

三年後か、一応計画は立てておりますけれども、まずそれよりは、どこに移転するかということですね。だから、二、三点候補地は挙げておりますけれども、給食センターの移設に伴って、あそこの手前を改良したいということで、元消防詰所の跡は民地ですから、あそこももう一筆買収せにゃいかんじやろうと思います。だから、東のほうにオール拡幅で計画をしたいなど、用地ができればですね。そういうふうに将来的には思っております。

○11番（下平力人君）

それで、その道路はもちろん民地でありますから、地主さんとの交渉等も必要ではあると思いますが、あのままでは非常に危険性も伴いますし、また、見た感じが非常に廃屋のような、いわゆるブロック、通称据石といいますかね、そういうのが残っていて、見た感じがよくありません。ですから、あの辺の地主さんあたりとも話をしてお借りして入り口だけでもちょっと広げることができないかなと思いつつながら、あそこを通っておる状況です。

○町長（岩島正昭君）

何遍かその所有者とは接触はしておりますから、ある程度の買収単価等々でちょっと最終的に折衷案が出ないということで、今後、借地という形ではちょっとお話ししてみたいと思います。

○7番（見陣泰幸君）

42ページの保健衛生総務費の賃金のところで、ここで1,664千円減額なんですけど、事務費補助賃金1,172千円、保健師補助賃金492千円の内容説明と、事務補助と保健師は一緒の人なのか、別の人なのか、説明をお願いします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

事務補助賃金の1,172千円の減ですけれども、これにつきましては、健康増進課の職員が1人産休で休んでおりました。それで、その補助として一般事務の方を雇い上げるつもりで予算を計上させていただいたところだったんですが、ことし6月に全国の食育大会が佐賀で開催されます。それで、県のほうから食育関係の事務の補助ということで、CSOという団体がございます。そのほうから1名、太良に派遣してやるということで、事務補助のほうで派遣をいただきましたので、うちのほうで雇い上げる必要がなくなりましたので、その分の1,172千円の賃金の分の減でございます。

それと、下の保健師補助賃金ですけれども、これは保健師もちょっと産休で1名休んでおられて、その保健師の補助として一応募集をいたしまして、保健師はいなかったんですけども、看護師のほうがおりました。なかなか年度当初からいなかったもんですから、ちょっと2カ月ほどあきがありましたので、その分の492千円の賃金が要らなくなったということで、ここで減をしております。

上のほうはあくまで事務、下のほうは健診だ、いろいろ予防接種とかやりますけれども、

その分の保健師、看護師の賃金の分でございます。

以上です。

○6番（川下武則君）

次の43ページの病院費のところですけど、町立太良病院事業会計繰出金の収益勘定の50,085千円、これは収益勘定やけんがあればってんが、この下の資本勘定のマイナスの4,676千円、この違いがちょっとようわからんとぼってん。

それと、この繰出金をずっと補正でしよるとぼってんが、さっきの次の院長さんといいますか、管理者の方の給料の650千円というところが、ちょっと私も聞いたら、いろいろまだあれがつくとやったぼってん、それにしても、もうちょっといいお医者さんのほうにいったい給料を上げてでもやったらどうかかなと思つとぼってんが、前院長さんになるとかな、院長どうですか、もうちょっと給料を上げて、お客さんを呼び込むようにしたらよかと思つとぼってん、どうでしょうか。

○太良病院長（古賀俊六君）

ちょっと話がずれるかもしれませんが、今とにかく医者が太良病院は足りなくて、院長に限らず、特に内科とか、小児科も2人体制だったのが1人に減らされていますし、内科も2人だったのが1人。整形は佐賀大学医学部の整形とコネが強くて、2人きちんと送ってもらっていますけど、とにかく医者が足りないということで、いろいろあちこちに医師に来てもらうようお願いしているんですけど、その段階ではまだ給料の話は出なくても、医師に来てもらえない状況です。まず、来てもいいということになって、その後、給料の話が出ると思うんですけど、給料が高ければすぐ来てもらえると、そういう状況じゃありませんので、まず、給料は給料で決めてもらつてということで、給料が高いか安いということは余り考えたことがない状況です。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

もう1点のほうにお答えします。

まず、損益勘定と資本勘定という違いなんですけれども、まず、繰り出し基準に基づいて、総務省が定めている繰り出し基準なんですけど、この2種類がありまして、収益勘定のほうについては、いわゆる黒字、赤字を出すところに繰出金としてもらうという分で、資本勘定と申しますのは、今度これは建設とか備品購入とか、いわゆる資本を購入するようところに繰り出しをしてよろしいということになっておるものです。大体これは、いわゆる購入価格の2分の1ぐらいが通常なっております。だから、10,000千円のものを買つと5,000千円は補助をいただけるという繰り出し基準に基づくものでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今の関連ですが、その繰出金の収益勘定の分ですね。新たな不採算地域の病院にというの

は、新たな不採算地区の件についての説明をお伺いいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

不採算地区がもとは、その町に1つしかないということですね。病院が市とか町の中に1つしかない地区。それで、外来患者数が200人未満という縛りがあって、大体病床数が100床未満ということになっておったんですけれども、そこで、うちが該当していなかったというのは、外来患者数が200人をいつも超えていたと、年間の平均ですね。それで該当していなかったもんですから、不採算地区の病院の交付税が来ていなかったわけですが、21年度からその考え方が変わりまして、人口集中地区にまず病院があること、それから、150床未満の病院であること、そして、近くの病院と言われるところまでに相当の距離があるということで、うちが大体隣の病院と申しますと、犬塚さんが一番近いんですけど、そこが13.5キロぐらいあるわけですけど、今度、それに該当したもんですから、820千円の60床分ということで49,200千円の特別交付税が来るということになっております。15キロ以上離れていたら70,000千円程度が来たはずなのですけれども、いかんせん、最寄りの病院まで13キロしかなかったということですので、49,200千円が来ますということですのでございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、これは単年度のみということですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

いいえ、これは毎年、今からは来る予定のものでございます。

○8番（久保繁幸君）

しかし、今、説明があったように、外来が200人以上になったら来ないような意味になるんじゃないですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その200人というのは20年度までの考え方であって、21年度から算定の基準が変わって、市街化地域じゃないところに病院があって、150床未満でということで大体該当することになったということで、1日200人以上が来るか来ないかというのは条件のうちには入らないということに21年度からなったということですのでございます。

○9番（末次利男君）

1点だけお尋ねいたします。

一緒のところですけども、先ほど来、質問のあっておりますとおりに、この繰り出し基準に基づいて繰り出金を算定するということですけども、これはこの繰り出しの基準が繰り出してもよいという解釈なのか、繰り出さなければならないという解釈なのか、その繰り出

し基準の考え方をお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

私の解釈では、こういうふうにして繰り出すものとするということで表現をしてあるわけですが、繰り出してもよいという解釈をしております。だから、当然、病院が発展して収益が大幅に独自で上げられれば、そこら辺は減らしてもよいものだという認識をしております。

○9番（末次利男君）

わかりました。実はこれは算定基礎基準にはなっておるということで、当然、町立である以上、交付税対象だということはわかりますけれども、これは特定財源じゃなかわけですから、一般財源ですので、やっぱりそういったことは、今回、事務長もかわっていくわけですから、そういったものを、今までは当然の権利というような、私だけでしょうか、その受け取り方のニュアンスで答弁をされているというような感じがしましたので、そこらはやっぱり明確なですね、やっぱり繰り出してもよいという基準で繰り出しを、必要なときは当然繰り出すんだという考え方は、それはもう議会もそういうことですので、そこらはしっかりとあれしてください。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第17号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

2ページのこれは私の勉強不足かもしれませんが、この歳入の款の2のところ、一番上の

空白の合計のところと下の項目の合計が全く違う、77,941千円というのが抜けているとは、大体ほかを全部見てみても、ここが合うておらんという書類はどこを見てもないんですが、これは大半の金額がこうなっておるとはどういう意味ですか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

補正予算の作成の様式ということで、補正のなかった分については省略して掲載するようになっておりますので、そういう意味で、2項、3項、4項の項目については、補正額がなかったということで記載をいたしておりません。

○8番（久保繁幸君）

山林の6ページですが、間伐材等売払収入の件なんです、材価の低迷により事業を見送ったというふうな説明がございましたが、現在、1本幾らぐらいの材価は出ているんですか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

熊本市場の材価の推移を月別に平成19年4月から今日まで、最新の21年2月までもらっていますけれども、ヒノキでも一般材とか柱材、角材にしたとか、丸材に、また直径のクラスによって違いますので、大体森林組合あたりから山林運営委員会のときの単価として報告していただいている標準的なあれでいえば、長さが丸太で16センチから18センチの単価で、19年4月からいえば20千円からずっとヒノキで、角材の場合は同じく16センチから18センチの段階でも42千円というふうに、製材を入れた場合と素材として出した場合は違ってきております。

今現在、22年1月段階の資料では、ヒノキの一般材として18センチから22センチ級で22千円、この間の山林運営委員会のときには森林組合長からは大体回復して23千円ぐらいになっているという情報は得ておりますけれども、そのぐらいでよろしいでしょうか。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、現在これだけ景気の悪い時期なんです、今後の見通しはどんなですか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

今後の見通しとしては、一応決算委員会でも申し上げましたとおり、両面から見て、基本的に太良町の林政として取り組んでいるのは、高く売れる材の取り組みということで、無節材による多良岳ブランド材ということで、ヒノキ、杉はそういうふうな努力はして、先人たちが努力されて、そういうとれる材はつくったと。しかしながら、材価によってちょっと出すのには、経済林としては余りにも忍びないということで今回は見送っておりますけれども、山林運営委員会、あるいは多良岳材の売買委員会とか、ちょっと名前は忘れちゃったけど、その場でも考えているのは、一つの側面としては、市場に出すことによって多良岳材という位置を確保するのも一つの方法じゃないかと。そういうことをすることによって雇用も生まれ

るという側面もありますので、そこら辺の両面を考えた形で、新年度ではまた、こういうふうな主伐の予算も一応計上はさせていただいております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第17号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第18号 平成21年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第18号 平成21年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第19号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（川下武則君）

この前の国保委員会でも後期高齢者が25年度から移行するとやったとばってん、それは年寄りさんのほうにはある程度周知徹底できておる部分ですかね、そこら辺をお尋ねします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

後期高齢者医療制度につきましては平成24年度までということで、平成25年度から多分国保になるだろうということでございます。

老人さん方に周知徹底されているかどうかということですが、これはマスコミ等で十分取り上げられて、民主党のマニフェストの中でも当初から言われておりましたので、大方の方は御存じのことかと思いますが、まだうちのほうからははっきり、そういうふうになくなりますよというのは申してはおりませんけれども。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第19号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第20号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第20号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第21号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第21号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第21号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第22号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第22号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第23号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第23号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

14時をめぐりにしてございましたけれども、皆さんの協力でそれ以内に済みましたので、これを持ちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。どうも御協力ありがとうございました。

午後1時40分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣